

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 町等の区域の変更(地方課)

字の区域の変更(〃)

土地改良法による換地処分(四件) (農村整備課)

## 告 示

鳥取県告示第二百九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による天神野地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生

ずる。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
町及び字の名称

同上の区域(平成四年十月一日現在の地番による。)

上古川字中林

上古川字中林のうち六四八の二、六四八の五から六四八の七まで、六五〇の一四、六五一の一、六五一の二、六五一の六、六五一の七、六五二、六五三の一から六五三の三まで、六六六の一、六六六の八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

上古川字下林

上古川字中林六四八の二、六四八の五から六四八の七まで、六五〇の一四、六五一の一、六五一の二、六五一の六、六五一の七、六五二、六五三の一から六五三の三まで及びこれらと一体をなす国有地  
上古川字下林のうち六六八の一、六六八の三、六六八の四、六六九、六七〇の一、六七〇の三、六七〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

上古川字八幡ノ  
平ラ

上古川字中林六六六の一、六六六の八及びこれらと一体をなす国有地の一部  
上古川字下林六六八の一、六六八の三、六六八の四、六六九、六七〇の一、六七〇の三、六七〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部  
上古川字八幡ノ平ラの全域  
上古川字野畑七二四の二の一部、七二五から七二七までの一部、七二八の二の一部、七二八の三の一部





区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成四年十一月二十日現在の地番による。）
谷字上栗坪	谷字上栗坪のうち四二四、四二五、四二六の一、四二六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
谷字頭根後谷	谷字上栗坪四二四、四二五、四二六の一、四二六の二及びこれらと一体をなす国有地 谷字頭根後谷のうち五五九の一の一部、五六一の一の一部、五六四の一部以外の区域
谷字東鳥ケ尾	谷字東鳥ケ尾のうち五二一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 谷字頭根後谷五五九の一の一部、五六一の一の一部、五六四の一部 谷字賀輪屋道五六五の一の一部、五六五の二の一部、五六五の三、五六五の四、五六六の一の一部、五六六の二、五六六の三、五六七の一の一部、五六七の二、五六七の三、五六七の四の一部、五七〇の一の一部、五七〇の二の一部、五七一の一の一部、五七一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
谷字賀輪屋道	谷字東鳥ケ尾五二一の二と一体をなす国有地の一部 谷字頭根後谷五六四の一部 谷字賀輪屋道のうち五六五の一の一部、五六五の二の一部、五六五の三、五六五の四、五六六の一の一部、五六六の二、五六六の三、五六七の一の一部、五六七の二、五六七の三、五六七の四の一部、五七〇の一の一部、五七〇の二の一部、五七一の一の一部、五七一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百一十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による西高尾地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成四年十二月二十五日現在の地番による。）
大字西高尾字右引前	大字西高尾字右引前のうち三三二から三四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西高尾字奥田	大字西高尾字右引前三三二から三四まで及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字奥田のうち四一の一の一部、四五の一の一部、四六の一の一部、四七、四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西高尾字野間ノ前	大字西高尾字奥田四一の一の一部、四五の一の一部、四六の一の一部、四七、四八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字野間ノ前の全域 大字西高尾字野間ノ前の全域 大字西高尾字百久保田七四の一、七四の二、七五の一の一部、七五の二の一部、七七の二、七八、七九及びこれらと

<p>大字西高尾字実 蔭</p>	<p>大字西高尾字新 宮前</p>	<p>大字西高尾字柏 谷口</p>	<p>一体をなす国有地 大字西高尾字新宮前八九の一部、九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字畑ケ田九九の一部、一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字柏谷口五三四の一九六から五三四の二〇一まで</p>
<p>大字西高尾字百久保田七五の二の一部、八一の一、八一の二、八二の一、八二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字新宮前八五の一部、八六、八七、八八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字畑ケ田のうち九九の一部、一〇〇の一部、一〇一、一〇二の二の一部、一〇二の二の一部、一〇八の一部、一〇九の一部、一〇九の二の一部、一一〇、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西高尾字実蔭のうち一二四の二の一部、一二四の三の一部、一二五の二の一部、一二五の二、一二六から一二八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西高尾字ラントウ五二八の一、五二八の二、五二九</p>	<p>大字西高尾字百久保田七五の二の一部、七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字新宮前八五の一部、八八の一部、八九の一部、九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字畑ケ田九九の一部、一〇〇の一部、一〇一の一部、一〇二の二の一部、一〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字西高尾字柏谷口のうち五三四の一九六から五三四の一九八まで、五三四の一九九から五三四の二〇一まで以外の区域</p>	<p>大字西高尾字畑ケ田一九六から五三四の二〇一まで</p>

<p>大字西高尾字上 屋敷</p>	<p>大字西高尾字ユ ウガ山</p>	<p>大字西高尾字赤 坂</p>	<p>大字西高尾字ラ ントウ</p>
<p>大字西高尾字上屋敷のうち四八七の二、四八九の一、四九〇の一、四九〇の二、四九一の二、四九二の二、四九三の</p>	<p>大字西高尾字ユウガ山のうち五二〇の二以外の区域</p>	<p>大字西高尾字畑ケ田一〇八の一部、一〇九の一、一〇九の二の一部、一一〇、一一一の一部 大字西高尾字実蔭一二四の二の一部、一二四の三の一部、一二五の二の一部、一二五の二、一二六、一二七、一二八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字赤坂前の全域 大字西高尾字上屋敷のうち一五一の二の一部以外の区域 大字西高尾字上屋敷ノ垣の全域 大字西高尾字ヤシノ垣一五七の二の一部、一五七の二の一部、一六七及びこれらと一体をなす国有地並びに一五八の二、一五八の四と一体をなす国有地の一部 大字西高尾字向田一六九から一七五まで、一八三の一、一八三の二、一八三の三、一八三の四、一八三の五、一八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字上前田一八五の八、一八五の九及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字西高尾字ラントウのうち五二五の四、五二六の五、五二七の五、五二八の一、五二八の二、五二九以外の区域</p>

<p>二、四九四、四九五、四九六の二、四九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西高尾字赤坂一五一の二の一部          大字西高尾字ヤシノ垣のうち一五七の二の一部、一五七の二の一部、一六七及びこれらと一体をなす国有地並びに一五八の二、一五八の四と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字西高尾字上屋敷四八七の二及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字西高尾字上前田のうち一八五の六から一八五の九まで、一八六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西高尾字向田のうち一六九から一七五まで、一八二、一八三の一から一八三の五まで、一八四の一から一八四の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西高尾字向田一八二、一八四の一の一部、一八四の二、一八四の三、一八四の四          大字西高尾字上前田一八五の六、一八五の七、一八六の一及びこれらと一体をなす国有地          大字西高尾字前田の全域</p>	<p>廃止する字の名称          大字西高尾字野間ノ上ミ、大字西高尾字百久保田、大字西高尾字畑ケ田、大字西高尾字赤坂前、大字西高尾字上屋シノ垣</p>
---	---	--	---	--	---

鳥取県告示第三百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の

<p>届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。          この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三田所地区の換地処分公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。          平成五年三月二十六日          鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>区域を変更する字の名称          霞字横手小路入口ノ上ミ</p>	<p>霞字横手小路入口ノ上ミ八〇三、八〇四の一、八〇四の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>霞字天神ノ前下モ          霞字横手小路入口ノ上ミ八〇三、八〇四の一、八〇四の五及びこれらと一体をなす国有地の一部          霞字天神ノ前下モの全域</p>	<p>霞字下り瀬川端          霞字下り瀬川端のうち八一九の一の一部以外の区域</p>	<p>霞字下り瀬          霞字下り瀬川端八一九の一の一部          霞字下り瀬のうち八二二の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>霞字代田八四七の一部及びこれと一体をなす国有地          霞字横手ノ前八五六の一部</p>	<p>霞字下り瀬井手上エ          霞字下り瀬井手上エのうち八四一、八四二及びこれらと一体をなす国有地並びに八二八、八三〇の一と一体をなす国有地</p>
--	---	---	---	---	---	--	--



霞字山伏田	霞字山伏田のうち一一三の一の一部、一一二四の一部、一一一五の一の一部以外の区域
霞字四通り田	霞字四通り田のうち一一六の一以外の区域
霞字口田	霞字口田のうち一一五五の三の一部、一一五六の一の一部、一一五七の一の一部、一一五八の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域
霞字三通り田	霞字口田一一五五の三の一部、一一五六の一の一部、一一五七の一の一部、一一五八の一部及びこれらと一体をなす国所有地 霞字三通り田の全域
廃止する字の名称	霞字代田

鳥取県告示第三百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第七工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る立縫地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業に係る西高尾地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る三田所地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次